

## 第3章 健やかに成長、自立できる社会づくり

### 第1節 幼児教育の推進

#### 1 現状と課題

- 「信州幼児教育振興指針」（平成31年（2019年）3月策定）の理念と方針に基づく取組を展開し、幼稚園や保育所、認定こども園の園種を越え、県内全ての施設における質の高い幼児教育を実現するため、信州幼児教育支援センター<sup>\*</sup>を平成31年（2019年）4月に開所しました。
- 保育者の不足等に関わる「量の確保」や各家庭等での子育て全般に係る経済的な負担等が課題となっているとともに、生涯にわたる学びと人格形成の基盤を培う時期であるという認識が高まり、「質の向上」の重要性が高まっています。
- 自然体験や生活体験、手伝いといった体験が豊富な子どもや、生活習慣が身についている子どもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高くなる傾向があります。
- 平成29年（2017年度）に同時改訂された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の教育と小学校教育の接続を相互において考慮していく必要があります。
- 幼児教育の質の向上を図るとともに、就学後への引継ぎを確実にを行う必要があります。

#### 2 施策の方向性

- 職能に応じた専門性と長野県の地域特性に応じた保育の質の向上を目指し、研修の機会の確保と充実を図ります。
- 地域や、幼稚園、保育所、認定こども園（以下この項目において「園」といいます。）のもつ特性を生かすとともに、課題解決に向け、実践を通して具体的に学ぶ場として、園内研修の充実を図ります。
- 園で育んだ力を生かし、小学校での主体的な学びが実現できるよう、園・小の現場を互いに理解し、学びの連続の実現に向けた連携を進めます。
- 様々な専門的な機関と連携を図りながら、子どもの特性に応じた支援を行いつつ、友達と共に育ち合う保育の実現を図ります。
- 園と家庭、地域が一体となって、日常的に保育に関わり、子どもの自己肯定感が高まる保育を進めます。
- 地域や園の特性を生かしながら、「信州幼児教育振興指針」に定める基本理念の実現に向け、連携して取り組みます。

#### 3 施策の展開

- ・信州幼児教育支援センター<sup>\*</sup>において、幼児期と小学校をつなぐカリキュラム開発等、幼保小の望ましい連携・接続のあり方について検討し、その結果を県内に発信等を行うことで、連携・接続を促進します。（学びの改革支援課、こども・家庭課）
- ・保育士等が資質の向上を図り、多様なニーズや課題等への確に対応できるよう、研修機会の確保・充実を図ります。（こども・家庭課）
- ・長野県の豊かな自然環境や多様な地域資源（地域文化）を活用し、屋外を中心とする体験活動を積極的に行う幼児教育・保育を推進します。（こども・家庭課）

・信州やまほいく（信州型自然保育）※の認定を推進するとともに、認定園の活動フィールドの整備等を行い、森林を活用した保育の安全性確保及び教育環境の充実を図ります。（こども・家庭課）

・信州自然留学（山村留学）推進協議会の設置、情報発信の強化などにより、豊かな自然環境や地域の様々な資源を活かした多様な学びの場である信州自然留学（山村留学）※の取組を推進します。（地域振興課）

## 第2節 心身の健康の基盤づくり

### 1 現状と課題

#### 1 食習慣・運動習慣

- 令和2年度(2020年度)は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の全校種で肥満傾向が増加していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、体育や部活動が十分に行えなかったことや、生活環境(運動・睡眠・食事)の変化などがその要因として考えられます。
- 朝食を欠食する子どもや、一人又は子どもだけで朝食を食べている子どもが一定割合存在しています。  
また、「いつも食べない習慣」の子どもも一定割合存在しており、学校や市町村教育委員会との連携による食育を進める必要があります。
- 「朝食」について「毎日食べる」と回答した割合は、一般家庭の91.4%に対して、周辺家庭で84.6%、困窮家庭で77.3%と低くなっています。  
また、「平日ほぼ同じ時間に寝ているか」について、「そうである」と回答した割合は、一般家庭では85.1%であったのに対し、周辺家庭で81.0%、困窮家庭で72.4%と同様に低くなっており、貧困が生活習慣に影響を及ぼしていることが考えられます。
- 近年、小・中学校男女の体力合計点は全国的に低下しており、本県でも同様の傾向にあります。  
コロナ禍の影響等により低下していた児童生徒の授業外における週の総運動時間の平均は回復傾向にある一方で、週の総運動時間が60分未満の小学生の割合が増加するなど、運動する子どもとしない子どもの二極化が課題となっています。
- 部活動等に参加「していない」と回答した割合は、一般家庭では33.2%であったのに対し、周辺家庭で45.1%、困窮家庭で47.1%であった。部活動等に参加していない理由として「費用がかかるから」と回答した割合は、一般家庭では4.2%であったのに対し、困窮家庭で13.0%と低くなっています。

#### 肥満度 20%以上の児童生徒の割合

		小4	中2	高2
男	長野県	13.2%	12.5%	10.5%
	全国	12.0%	11.0%	10.6%
女	長野県	9.1%	9.8%	6.7%
	全国	8.2%	8.4%	7.2%

R3 学校保健統計調査(長野県教育委員会・文部科学省)

#### 体育授業以外の1週間の総運動時間(長野県)

	小5		中2	
	60分未満	420分以上	60分未満	420分以上
男	8.9%	47.0%	8.1%	77.9%
女	16.7%	24.7%	18.2%	54.6%

R4 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)

#### 2 歯科口腔保健

- むし歯のない子どもの割合は、年々増加傾向にあります。20代・30代で定期的に歯科検診を受診している者の割合は低い状況であり、若者や子育て世代に対して、歯科検診の重要性を啓発する必要があります。

#### 3 思春期保健

- 成人年齢は引き下げられたものの、飲酒・喫煙は20歳になるまでは禁止されることから、引き続き飲酒・喫煙の防止を図ります。
- 習慣的に喫煙している者の割合は減少傾向にあるものの、30～50代の男性の喫煙率は高い状況にあります。
- 20歳未満の人工妊娠中絶数は、近年横ばいで推移しており、引き続き知識の普及等を行う必要があります。

## 2 施策の方向性

- 心身の健康は、将来の夢や希望を実現するための大切な資本であり、生涯にわたって健康な生活を送るために、生活習慣が確立しはじめる子どもの時から健康に関心を持ち、自律的な健康管理ができるよう「生きる力」の育成を図ることが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症の流行による生活環境（運動・睡眠・食事）の変化や、ストレスや不安の高まりが、心身の健康に与える影響を把握し、成長段階に応じた健康管理を支えていく必要があります。

### （生活習慣・運動習慣）

- 望ましい食習慣や適度な運動習慣など正しい生活習慣を身に付け、心身の健康増進につながる基盤の形成を促します。

### （疾病の早期発見・予防）

- 子どもが自らの健康状態を適切に把握し、疾病等を有する者については家庭等と連携して適切な指導を行います。

### （歯科口腔保健）

- 「長野県歯科口腔保健推進条例」に基づき、定期的な歯科検診受診の推進をはじめとした県民の歯及び口腔の健康づくりに向けた一層の取組を推進します。

### （思春期保健）

- 未成年（20歳未満）の喫煙・飲酒・性病感染・薬物乱用に関わる正しい知識の普及啓発を行います。
- 自分らしく生涯にわたって生き生きとした生活を送るため、ストレスと上手に付き合う方法を身に付け、十分な休養をとるなど、こころの健康を維持するための意識付けを図るとともに、子どもたちが悩みを気軽に相談できる場所を提供します。
- 妊娠・出産及び性感染症等に関わる健康教育を行います。

## 3 施策の展開

### 1 適切な生活習慣や運動習慣づくり

- ・各学校の教職員を対象とした研修会により、指導力を向上させ、生きる力を育む食育と健康教育の充実を図ります。（保健厚生課）
- ・保育所、学校、食育ボランティア等食育に係る関係者が相互に連携しながら、県民の食育活動の実践を促します。（健康増進課、農産物マーケティング室）
- ・地域で開催されている「食に関する講座」や「信州こどもカフェ<sup>\*</sup>」など、食事の大切さを伝える場においてバランスのとれた食事について普及できるよう、食育ボランティアや栄養士等の参加を支援します。（健康増進課、次世代サポート課）

・幼児期からの運動の習慣化を図るための「長野県版運動プログラム※」の普及や、個別最適な体育授業の充実などにより、運動に親しみ、運動が好きな子どもを育てます。(スポーツ課)

## 2 疾病の早期発見・予防

・学校における健康診断を通じて、児童生徒の疾病や異常の早期発見及び生涯にわたる健康の保持増進を目的とした健康状態の把握と健康教育の充実を図ります。(保健厚生課)

・病院勤務と開業の小児科医等が交代制により、夜間の小児救急医療を提供する市町村等に対して運営費を助成し、小児初期救急医療体制を維持します。(保健・疾病対策課)

・休日を含む夜間の小児の病気やけがなどの救急医療に関する電話相談(＃8000)により、患児を抱える保護者を支援します。(保健・疾病対策課)

## 3 歯科口腔保健

・市町村歯科保健担当者研修会については、対象者を市町村歯科保健担当者に加えて、保健補導員、食生活改善推進協議会員等に拡大し、若者や子育て世代を含めた地域における歯科口腔保健の推進を図ります。(健康増進課)

・在宅重度心身障がい児・者の訪問歯科健診の実施など、困難を抱える子ども・若者の歯科口腔保健の向上に向けて、医療的ケア児等支援センターとも連携し、事業の更なる周知や新規希望者への健診の展開を図っていきます。(健康増進課、障がい者支援課)

## 4 思春期保健の推進

・20歳未満の者に対して、喫煙防止教育出前講座等により、喫煙による健康被害に関する知識の普及、周知を行います。(健康増進課)

・法律に基づく学校、病院等における「敷地内禁煙」や、それ以外の事務所、飲食店等での「原則屋内禁煙」の制度について、周知・啓発等を行い、受動喫煙防止対策を推進します。(健康増進課)

・若者が悩みを抱えたときに相談できるよう、「成育保健相談」、「性と健康の相談」等による相談支援を行います。(保健・疾病対策課)

・子ども支援センター※において、子どもに関する様々な相談に対応します。(児童相談・養育支援室)

・学校生活相談センター※での電話・電子メール相談やLINE相談を通して、学校生活に関する様々な相談に対応します。(心の支援課)

・妊娠・出産等に関する健康教育の実施に加え、適切な知識が得られるようWEBサイト(長野県妊活支援サイト「妊活ながの」等)におけるプレコンセプションケア※の啓発を行います。(保健・疾病対策課)

地域で様々な関係者が連携し、食を通じた人づくり・地域づくりに取り組んでいます  
～学校等における郷土食講座の開催～

本県には、学校や地域において食を通じた健康づくりや食文化の継承等の食育活動に取り組んでいる「食育ボランティア」が大勢います。

食育ボランティアは、子ども達に郷土食やそれに関わる行事、先人の教え、食の大切さを伝える諸活動を通して、食に対する感謝の念や理解を深めるとともに、ふるさとへの愛情を育てることに貢献されています。

【事例紹介】

学校や公民館等で郷土食講座を開催して、調理体験と共に、食に関わる行事やその意義、文化的背景を伝えています。(木祖村食生活改善推進協議会)



(小学生に郷土食講座で料理体験)

## 第3節 青少年の健全育成

### 1 現状と課題

#### 1 青少年の非行防止

- 県内の非行少年の総数や、再非行者率は減少傾向にあります。非行少年の再犯の減少に向けた取組を推進する必要があります。
- 全国的に覚醒剤事犯で検挙された30歳未満の者は減少傾向にあるものの、大麻事犯で検挙された30歳未満の者は平成26年（2014年）から増加に転じており、若者に乱用が多い危険ドラッグをはじめ、薬物依存の防止に向けた取組を推進する必要があります。

#### 2 青少年のインターネットの適正利用の推進

- 県内の児童生徒のインターネット利用時間は長くなっており、保護者の想像する利用時間を上回っています。児童生徒のみならず、保護者など大人のインターネットの適正利用を推進する必要があります。
- 10代、20代の若者はネット依存の傾向が高い状況にあります。青少年のネット依存を防ぐため、インターネット適正利用を推進するための普及啓発を行う必要があります。

#### 3 青少年の社会参加の促進

- 少子化に伴い地域の担い手となる若者が減少しており、ボランティア活動や地域活動など公共的活動に参加する青少年の割合も少ない状況です。地域の担い手となる青少年の公共的活動などへの参加の促進に向けた啓発及び情報提供が必要です。
- 子どもの自然体験がこの10年の間でやや減少しています。自然体験や生活体験、文化芸術体験などが豊富な子どもは、自己肯定感が高く、探究力が身に付いている傾向もみられることから、社会参加への意欲や関心を育む自然体験などの体験活動を充実する必要があります。
- 「こども基本法（令和4年法律第77号）」に基づき全ての子どもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会を確保していくため、取組を進めていくことが必要です。

#### 児童生徒が平日1日3時間を超えて学習以外でインターネットを利用する割合（長野県）

	R1	R2※	R3
小学生	10.5%	15.3%	10.3%
中学生	15.6%	25.3%	16.4%
高校生	49.2%	65.3%	48.5%

※R2は、新型コロナウイルス感染症対策のための自宅待機後の調査であったため、指数が大きく増加している。

インターネットについてのアンケート（県教育委員会）

### 2 施策の方向性

- 「青少年は地域社会から育む」という観点に立ち、行政と県民が一体となって青少年の非行や薬物乱用を生まない社会づくりを目指します。
- 青少年のインターネットの適正利用について、行政、県民、学校、民間が一体となり、社会全体で推進します。併せて、青少年が自ら考え、自ら行動する取組を推進します。
- 次世代を担う青少年が、自らが暮らす地域に誇りと愛着をもち、地域づくりに積極的に関わることができるよう、ボランティア活動や地域活動などの公共的活動や自然体験などの様々な体験活動への参加を促進します。

- 子ども関連施策の策定、実施及び評価の各段階において、子どもや子育て当事者の意見を幅広く聴取し、施策への反映を検討します。

### 3 施策の展開

#### 1 青少年の非行防止

- ・青少年の健全育成や、よりよい社会環境づくりのため、県民や団体等と連携し、地域における啓発活動や巡回活動を推進します。(次世代サポート課)
- ・信州あいさつ運動\*や子どもの居場所づくりへの参加など、地域で青少年を見守り、育てるボランティアである青少年サポーター\*を育成します。(次世代サポート課)
- ・少年警察ボランティア\*や長野県警察大学生ボランティア等と協力し、少年のたまり場となりやすい場所の街頭補導や、少年の不適切な書き込みについてサイバーパトロール\*による発見活動を実施します。(警察本部人身安全・少年課)
- ・関係機関等と連携し、少年の立ち直りを支援し、再非行を防止する取組を推進します。(警察本部人身安全・少年課)
- ・少年の規範意識の向上を図るため、大麻を始めとした薬物乱用防止教室や非行防止教室を実施します。(警察本部人身安全・少年課)
- ・犯罪や非行をした人を支援する福祉関係者と司法関係者の連携ネットワーク構築等により、再犯防止の取組を推進します。(地域福祉課)

#### 2 薬物乱用防止

- ・長野県薬物乱用対策推進協議会\*を開催して関係者の連携を図り、併せて「ダメ。ゼッタイ。」普及運動\*を推進するとともに、学校薬剤師等を通じた薬物乱用防止教育への協力や、小中高校生に対する出前講座を実施し、薬物乱用防止を推進します。(薬事管理課)
- ・薬物乱用防止教育指導者講習会を開催し、各学校が開催する薬物乱用防止教室の指導者育成に取り組むとともに、専門家と連携した薬物依存の怖さや薬物に関する正しい知識等の習得を図ります。(保健厚生課)

#### 3 インターネットの適正利用

- ・官民協働で設置する長野県青少年インターネット適正利用推進協議会\*において、子ども・保護者への啓発活動や情報交換等を通じて、実効性のあるインターネット適正利用の取組を推進します。(次世代サポート課)
- ・保護者や地域住民等が、自主的に開催する情報モラル等の研修に対し助成することにより、インターネットやスマートフォンの適正利用や情報モラルについて学ぶ機会を増やします。(次世代サポート課)
- ・ネットトラブルの対応方法と相談先をまとめたWebサイト「信州ネットトラブルバスターズ」に最新のトラブルの実例を掲載します。(心の支援課、次世代サポート課)
- ・情報モラルの向上、デジタル・シティズンシップ教育を推進するため「高校生ICT\*カンファレンス」を開催するとともに、参加校との連携による情報発信を行います。(心の支援課、次世代サポート課、県警本部人身安全・少年課)

#### 4 社会参加の促進

- ・単独市町村では解決困難な課題に対して圏域での活動基盤を構築する等により、ボランティア活動への参加気運の醸成と活動の普及を図ります。(地域福祉課)



- ・子どもの声や、女性・若者の意見を聴くため、新たに「こども・若者モニター制度」を実施します。（次世代サポート課）
- ・計画策定や事業評価等の県の政策形成過程においては、次代を担う子ども・若者の意見を聴くなど、子ども・若者の社会参画を推進します。（関係課）
- ・長野県の豊かな自然環境や多様な地域資源（地域文化）を活用し、屋外を中心とする体験活動を積極的に行う幼児教育・保育を推進します。（こども・家庭課）
- ・自然体験活動を通じて豊かな情操や社会性を養い、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、県立少年自然の家においてふれあい自然体験キャンプ等を実施します。（文化財・生涯学習課）

**ネットに笑顔を奪われないように  
～青少年のインターネット適正利用推進に関する取組～**

平成 27 年に官民協働で設置された「長野県青少年インターネット適正利用推進協議会」では、「子どもとメディア信州」が県や県教育員会等と協力して実施している「スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート調査」の結果を踏まえながら、各参加団体が実施している青少年の情報モラルに関する事業や課題について討議し、専門の講師をお招きしてインターネットに起因するトラブルを巡る最新の動向について情報を得ています。

また、毎年新学期の時期に合わせて、小学生高学年から中学生とその保護者を対象に啓発リーフレットを作成し配布を行っている他、令和 4 年度からネットトラブルに関する相談先や緊急の対処法をまとめたウェブサイト「信州ネットトラブルバスターズ」を開設し、新たな広報を開始しています。

これは、小中学生に一人一台のタブレット端末を整備する「GIGA スクール構想」により、タブレットを自宅に持ち帰ることで、ネット利用のハードルが下がっていることを踏まえて、被害に遭った時に抱え込まず、身近な人や窓口に相談してもらうために行っているもので、多くの児童生徒に利用していただくよう官民で協力して周知に取り組んでいます。



（信州ネットトラブルバスターズ）

## 第4節 子どもの性被害防止

### 1 現状と課題

- 子どもの性被害関連犯罪は平成29年（2017年）以降、減少傾向にあったものの、令和元年（2019年）以降は横ばいとなっています。子どもの性被害防止に向け、行政、学校、県民、関係機関等が一体となった施策を推進する必要があります。
- SNS\*に起因する事犯の被害や、その多くを占める児童ポルノ事犯における自画撮り被害など、インターネットを介し、子どもが性被害に巻き込まれる事案は減少傾向にあるものの、一定の被害が発生しています。子どもが性被害に巻き込まれる原因となっているインターネットやスマートフォンについて、適正利用のための有効な取組手法を確立する必要があります。

### 2 施策の方向性

- 子どもを性被害から守るため、「長野県子どもを性被害から守るための条例（平成28年長野県条例第31号）」に基づき、県、県民、学校等が相互に連携・協力した取組を総合的に推進します。
- 子どもを性被害の契機となるインターネットの適正利用を社会全体で推進します。
- インターネットの適正利用について、子どもが自ら考え、自ら行動する取組を推進するとともに、保護者などの大人の認識を高めます。

### 3 施策の展開

#### 1 子どもを性被害から守るための予防、性被害に遭った子どもへの支援に向けた取組

##### （人権教育・性教育の充実）

- ・性被害防止のための人権教育や情報モラルに関する指導が行えるよう、児童生徒のインターネットの利用状況やトラブルの実例を踏まえた講演等を行う「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」を派遣します。（心の支援課）
- ・性に関する専門研修会等の開催により、全ての教職員が性に関する問題に関心を持ち、性に関して悩みを抱える児童生徒へ対応できるよう資質向上を図ります。（保健厚生課）
- ・保護者や地域住民等が、自主的に開催する性教育や人権教育等の研修に対し助成することにより、子どもの性被害予防について学ぶ機会を増やします。（次世代サポート課）
- ・子どもの相談場所や居場所となる「まちの保健室」の取組や子どもの居場所に訪問して相談を受ける「信州こどもカフェおでかけ保健室」の取組を促進し、地域・家庭における性教育の取組を支援します。（次世代サポート課）

##### （相談体制や性被害を受けた子どもを支える仕組み）

- ・電話相談を24時間365日受け付ける性暴力被害者支援センター（りんどうハートながの）\*を設置し、学校等関係機関とも連携しながら、性暴力被害者の心身の負担軽減、健康の回復を図るとともに、被害の潜在化を防止します。（人権・男女共同参画課）
- ・スクールカウンセラー\*の体制充実を検討します。（心の支援課）
- ・心の専門家であるスクールカウンセラー\*が児童生徒の相談支援を実施するとともに、社会福祉等の専門的な知識を持つスクールソーシャルワーカー\*が、児童生徒を取り巻く環境等の課題に対応します。（心の支援課）

・子ども支援センター\*において、子どもに関する様々な相談に対応します。（児童相談・養育支援室）

・深刻化する子どもに係る様々な問題に的確に対応するため、児童相談所職員・市町村職員に対する研修等を通じて、児童相談所等の相談体制・専門機能の充実・強化を図るとともに、市町村において要保護児童等に関する情報の交換や支援内容を協議する「要保護児童対策地域協議会」\*の機能強化を支援することにより、相談支援体制の整備を進めます。（児童相談・養育支援室）

・犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるまでの間、被害の状況、原因、被害者等が置かれた個々の状況等に応じた適切かつ途切れることのない支援を確保するため、関係機関等と連携し、犯罪被害者に対する二次被害に配慮した支援、人権の保護対策を組織的に推進します。（警察本部警務課犯罪被害者支援室）

・電話を通じて子どもの悩み等を受け止める「チャイルドライン\*」を運営する団体に対して支援を行います。（次世代サポート課）

・SNS\*活用（LINE等）により、悩んでいる子どもが孤立することなく相談できるよう、年間を通じて定期的に相談窓口を開設します。（心の支援課）

・子どもから相談を受けた養護教諭が、専門医からの指導・助言を受けられる体制を整備します。（保健厚生課）

## 2 子どもが性被害に巻き込まれないためのインターネットの適正利用の推進

・官民協働で設置する長野県青少年インターネット適正利用推進協議会\*において、子ども・保護者への啓発活動や情報交換等を通じて、実効性のあるインターネット適正利用の取組を推進します。（次世代サポート課）

・保護者や地域住民等が、自主的に開催する情報モラル等の研修に対し助成することにより、インターネットを介した子どもの性被害予防について学ぶ機会を増やします。（次世代サポート課）

・ネットトラブルの対応方法と相談先をまとめたWebサイト「信州ネットトラブルバスターズ」に性被害トラブルについて掲載します。（心の支援課、次世代サポート課）

・「ネットを契機とする性被害防止のための指導方法等研修会」を開催するとともに、若い教職員向けの研修会の内容を充実させ、インターネット及びスマートフォンの適正利用を指導します。（心の支援課）

・児童に対する情報モラル教育や保護者に対する啓発を行っていくほか、SNS\*上の児童の性被害につながる不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、メッセージを投稿して注意喚起を行う取組を推進します。（警察本部人身安全・少年課）

・性被害防止のための人権教育や情報モラルに関する指導が行えるよう、「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」を派遣します。講演内容については、児童生徒のインターネットの利用状況やトラブルの実例などを踏まえ、毎年検討します。（心の支援課）

・PTA指導者研修会の講演会や分科会を通して、情報モラルや性被害防止について考える機会を増やせるよう検討します。（文化財・生涯学習課）